

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、深谷都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 深谷都市計画区域における位置等

深谷都市計画区域は、都心から約 70km 圏、本県の北西部に位置しています。また、深谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、深谷市の行政区域の一部です。

【3・3・24 号 新甲府熊谷線】

本路線は、深谷市の瀬山字北後を起点とし、同市黒田字上南原に至る延長約 7,400 m、幅員 23.5mの幹線街路です。

II. 変更理由

深谷市では、花園 IC 拠点地区において、広域的な賑わいを創出するための交流・連携拠点施設と秩父鉄道秩父本線ふかや花園駅の整備を予定しています。

これに伴い、本路線に接続する幹線街路を新たに追加（深谷市決定）することとしました。また、将来交通量推計を行った結果、本路線の円滑な交通を確保するため、左折車線の設置が必要となり、本路線の一部区域を変更するものです。

III. 変更内容

名 称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・24 号 新甲府熊谷線	約 7,400m	4 車線	23.5m	一部区域の変更

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 寄居都市計画用途地域の変更（深谷市決定）
- ② 寄居都市計画防火地域及び準防火地域の変更（深谷市決定）
- ③ 寄居都市計画道路の変更（深谷市決定）
- ④ 寄居都市計画下水道の変更（深谷市決定）
- ⑤ 寄居都市計画土地区画整理事業の変更（深谷市決定）
- ⑥ 寄居都市計画花園 IC 拠点地区地区計画（深谷市決定）